

○白井市水洗便所改造資金等助成条例

平成9年3月11日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の規定による処理区域（以下「処理区域」という。）内において、既設の便所を水洗便所に改造する者、既設の排水施設を法第10条第1項に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）に改造する者及び流量計を設置する者に対し、必要な資金の助成を行うことにより、下水道の普及促進を図ることを目的とする。

(資金の種目)

第2条 資金の種目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水洗便所改造資金
- (2) 排水設備改造資金
- (3) 流量計設置資金

(助成の対象工事)

第3条 水洗便所改造資金の助成対象工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 処理区域内において公示後3年以内に既設のくみ取り便所又は既設のし尿浄化槽を撤去して、水洗便所に改造する工事
- (2) 前号に定める改造工事と併せて行う排水設備を設置する工事

2 排水設備改造資金の助成対象工事は、処理区域内において公示後1年以内に既設の排水施設を排水設備に改造する工事とする。

3 流量計設置資金の助成対象工事は、処理区域内において自家水道における排水の流量を計測するための流量計の初回取付け工事とする。

(助成の対象者)

第4条 資金の助成を受けることができる者は、前条に規定する工事を行う者であつて、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 処理区域内の建築物等の所有者又は工事を行うことについて建築物等の所有者の同意を得た者
- (2) 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者
- (3) 管理者（下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が指定する金融機関より資金を借り入れた者（既設の便所を水洗便所に改造する者に限る。）

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(助成の額)

第5条 資金の助成額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水洗便所改造資金 借入資金に対する利子相当額。ただし、くみ取り便槽及び浄化槽1槽につき25,000円を限度とする。
- (2) 排水設備改造資金 工事1件につき3万円
- (3) 流量計設置資金 流量計1器につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき生活扶助を受けている者については、第3条に規定する工事（公示後の適用対象期間後の工事を含む。）に要した経費の全額を補助する。ただし、同法に基づく住宅扶助をもって補うことのできる額を除いた額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、白井市下水道条例（平成7年条例第18号。以下「下水道条例」という。）第5条の規定による排水設備等の計画の確認を受けたのち、管理者に申請しなけ

ればならない。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(助成の決定)

第7条 管理者は、前条の申請を受理したときは、その内容を調査のうえ、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(助成金の交付)

第8条 管理者は、下水道条例第7条の規定による工事完了検査に合格した後に助成金を交付する。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(助成決定の取消し等)

第9条 管理者は、偽りその他不正の方法で助成の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、助成の決定を取り消し、又は交付した助成金を返還させることができる。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔令和元年条例7号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成条例(昭和55年条例第30号)

(2) 白井町生活扶助世帯に対する水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成に関する条例(昭和55年条例第31号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、この条例による廃止前の白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成条例及び白井町生活扶助世帯に対する水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日前に公示された処理区域内における流量計の設置(生活扶助を受けている者を除く。)に対する助成対象期間については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長に対してされている申請その他の手続き及び当該申請その他の手続きに対して市長からなされた処分その他の行為は、施行日以降は、改正後の条例の相当規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に対してされた申請その他の手続き及び当該申請その他の手続きに対して管理者からなされた処分その他の行為とみなす。

○白井市水洗便所改造資金等助成条例施行規程

令和2年4月1日
上下水道事業管理規程第5号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、白井市水洗便所改造資金等助成条例（平成9年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(金融機関)

第2条 条例第4条第3号に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）は、千葉銀行白井支店とする。

(助成の申請)

第3条 条例第6条の規定により助成を受けようとする者は、白井市水洗便所改造資金等助成申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者（下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 排水設備計画確認申請書の写し
- (2) 借入資金の額、利率及び期間を証する書類（既設の便所を水洗便所に改造する者に限る。）
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(助成の決定)

第4条 条例第7条の規定による助成の可否の決定の通知は、白井市水洗便所改造資金等助成決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(助成金の請求)

第5条 工事完了検査に合格した者は、助成金の交付を受けようとするときは、白井市水洗便所改造資金等交付請求書（別記第3号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、水洗便所改造資金に係る助成金の請求については、金融機関が行うものとする。

(補則)

第6条 この管理規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年上下水管規程第2号）

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行前に、改正前のそれぞれの管理規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。